

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

府省庁名 厚生労働省

No	22
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	「中小企業重度障害者等多数雇用施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置
要望内容（概要）	<p>・特例措置の概要</p> <p>① 不動産取得税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成25年度に創設する「中小企業重度障害者等多数雇用施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>② 固定資産税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成25年度に創設する「中小企業重度障害者等多数雇用施設設置等助成金（仮称）」の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>③ 事業所税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成25年度に創設する「中小企業重度障害者等多数雇用施設設置等助成金（仮称）」の支給に係る施設等において行う事業に課する事業所税資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積の2分の1に相当する面積を控除する。</p> <p>・要望内容</p> <p>現在、税の特例措置が適用されている「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」については、限られた財源の中で、中小企業における障害者の一層の雇用促進に重点化する等の見直しを行うこととしており、見直し後の助成金について上記の課税標準の特例措置が適用されるよう要望する。</p>
関係条文	<p>〔不動産取得税〕 地方税法附則第11条の4、同施行令附則第9条第1項、第2項、同施行規則附則第3条の2の19</p> <p>〔固定資産税〕 地方税法附則第15条第4項、同施行令附則第11条第5項、第6項、同施行規則附則第6条第18項、19項</p> <p>〔事業所税：資産割〕 地方税法第701条の41第2項、同施行令第56条の68、同施行規則24条の22</p> <p>障害者雇用促進法第43条、第49条第6号</p>
減収見込額	（初年度） — （▲20） （平年度） — （▲20） （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成23年6月現在1.65%と、法定雇用率1.8%を依然として下回っている。また、働く意欲のある障害者の増加等を背景に、平成25年4月より民間企業の法定雇用率を2.0%に引き上げることとしており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所の障害者の新規雇入れに伴う施設整備及び設備整備に対するインセンティブを喚起し、施設整備を行うほか、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>障害者多数雇用事業所は小規模なものが多く、経営基盤が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい一方で、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、十分な援助措置が講じられなければ、事業主としては設備投資を躊躇せざるを得ない。</p> <p>また、常用雇用労働者1,000人以上の大規模企業における実雇用率は1.84%と高い水準にあるが、障害者に配慮した特例子会社を保有することにより障害者雇用を進めていることが寄与していると考えられる。このような中で障害者の雇用の維持・拡大を図るためには、障害者の雇用機会の創出、雇用の維持を目的として、設備整備の拡充を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p> <p>なお、「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」において、2020年までに障がい者の実雇用率を2.0%とする等障害者の就業率向上のための政策目標を設定し、障害者雇用の促進に取り組むこととしている。</p>

本要望に 対応する 縮減案	
ページ	22—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ：意欲のある全ての人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2：障害者の雇用を促進すること
	政策の達成目標	○ 法定雇用率2.0%を達成。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置については2年間の延長。 事業所税（資産割）の課税標準の特例措置については恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	○ 法定雇用率2.0%の達成
	政策目標の達成状況	平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%である。
有効性	要望の措置の適用見込み	不動産取得税：1件、0.1百万円 固定資産税：10件、6百万円 事業所税：21件、14百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持拡大につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（所得税、法人税） ○支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却（所得税、法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 障害者雇用納付金制度（障害者雇用納付金事業） 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図り、全体として、障害者の雇用の水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金（1人当たり月額5万円）を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金（1人当たり月額2万7千円）を支給するとともに、障害者のための作業施設等を設置した事業主等に対する助成金を支給している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	障害者多数雇用事業所は小規模の事業所が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。
	要望の措置の妥当性	障害者多数雇用事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できるものである。 また、平成19年にいさされた労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 19 年度 不動産取得税：1 件、1 百万円 固定資産税：4 件、3 百万円 事業所税：1 2 件、8 百万円 平成 20 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：5 件、3 百万円 事業所税：1 3 件、9 百万円 平成 21 年度 不動産取得税：3 件、5 百万円 固定資産税：7 件、5 百万円 事業所税：1 7 件、1 1 百万円 平成 22 年度 不動産取得税：1 件、1 百万円 固定資産税：9 件、7 百万円 事業所税：1 9 件、1 2 百万円 平成 23 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：9 件、6 百万円 事業所税：2 1 件、1 4 百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○ 平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.65%と法定雇用率には届かないものの、雇用されている障害者の数は 8 年連続で過去最高となっており、障害者雇用の着実な進展が見られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○ 法定雇用率 1.8%を達成。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○ 民間企業における障害者の実雇用率は、平成 23 年 6 月現在 1.65%と、法定雇用率の 1.8%を依然として下回っており、特に中小企業の実雇用率は引き続き改善が遅れている。要因としては、規模の小さい事業主は、経営環境が脆弱である上、障害者の働きやすい環境整備のためには多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれていることが考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○ 昭和 49 年度（不動産取得税の減額措置）、昭和 51 年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設後、以下のとおり障害者の範囲の拡大についての要望を行った。 昭和 63 年度 知的障害者の追加 平成 5 年度 重度の障害者である短時間労働者を追加 平成 17 年度 精神障害者を追加 平成 18 年度 精神障害者である短時間労働者を追加 平成 22 年度 重度及び精神障害者以外の障害者である短時間労働者を追加</p>
<p>ページ</p>	<p>22—4</p>